

省エネ法改正に伴うエネルギー管理義務

■省エネ法

エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）は、石油危機を契機に1979年に制定されました。省エネ法は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場／事業場などについてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置などを講ずることとし、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

■今回の主な改正ポイント

指定基準の改正

●工場／事業場単位から企業単位へ

今回の改正で、これまでの工場／事業場毎のエネルギー管理から企業全体での管理に変わりました。企業全体（本社、工場、支店、営業所など）の年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500K ℓ 以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届けて特定事業者の指定を受けなければなりません。（第一種エネルギー管理指定工場 3,000K ℓ 以上 / 第二種エネルギー管理指定工場 1,500K ℓ 以上）

●特定連鎖化事業者も新たに規制の対象となり得ます

コンビニエンスストアなどフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行う必要があります。フランチャイズチェーン本部が行っている事業について、契約などの取決めで一定の要件を満たしており、且つフランチャイズ契約事業者（加盟店）を含む企業全体の年間合計エネルギー使用量が（原油換算値）1,500K ℓ 以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届けて特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。

また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまで同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場／事業場などはエネルギー管理指定工場の指定を受けることとなります。

報告書などの提出単位の変更

エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場／事業場単位での提出から企業単位の提出に変わりました。

エネルギー管理統括者などの創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者はエネルギー管理統括者（企業の事業経営に発言権を持つ役員クラス）とエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理統括者を実務面で補佐するエネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士）をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられます。

■企業全体でのエネルギー使用量の把握

エネルギー使用量データの記録

（平成21年4月～平成22年3月まで）1年間、全ての工場／事業場のエネルギー使用量を記録する必要があります。企業全体での年間の合計エネルギー使用量を正確に把握し（原油換算値）1,500K ℓ 以上であればエネルギー使用状況届出書を平成22年度に管轄の経済産業局へ届け出なければなりません。

●使用した燃料／熱／ガス／電気毎に全体の使用量を集計し、使用量に燃料の発熱量、熱の係数、電気の換算係数を乗じて熱量（GJ）を求めた後合計して年間の使用エネルギー量を算出します。

省エネ対策設備管理システム

■特徴

●監視

状態監視（平面図、スケルトン図）／ Web監視／ トレンド監視／ アラームサマリ監視／ アラーム履歴監視
計測値上下限偏差値監視

●データ収集

トレンドデータ／ 日報データ／ 月データ／ 警報履歴／ 運転履歴

●スケジュール発停

機器のリモート操作／ 照明機器の自動点灯／自動消灯／ カレンダー機能／ 季節スケジュール
防災受信により関連機器を自動停止／ 停電復電時自動発停／ 監視ポイント連動運転

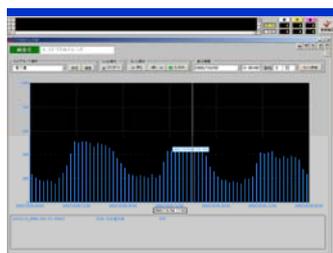
●電力デマンド監視

制御系統(xx)／ 対象点数(レベル x/xxxx 点)／ 目標値(固定値/時期、時刻自動切換)
デマンド予測、予測+制御／ 監視時間単位(xx 分)／ パルス積算

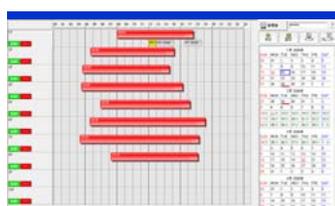
【画面サンプル】



【監視】



【ヒストリカルトレンド】

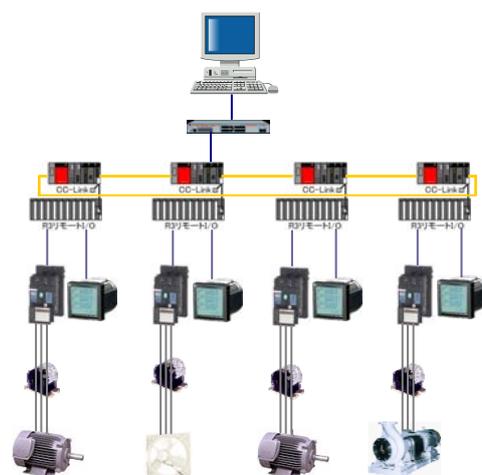


【スケジュール発停】



【デマンド監視】

【システム構成例】



■問い合わせ先



轟産業株式会社 SSC(システムソリューションセンター)

SSC 福 井 福井県あわら市北 9 字 157 (0776-74-1146)

SSC 東 京 東京都千代田区東神田 3-3-12 (03-3861-6256)

SSC 大 阪 大阪市北区松ヶ枝町 1-3 (06-6352-3441)

SSC 名古屋 名古屋市西区則武新町 3-7-6 (052-565-1908)